

第28回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2022年9月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)



開催場所

宮崎県都城市松元町3街区20号 ホテル中山荘

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員であ るものを除く) 5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

日本情報クリエイト株式会社

証券コード:4054

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が懸念されることから、感染防止の観点より、本総会へのご来場は極力お控えいただき、事前に書面やインターネットによる議決権行使を活用していただきますようお願い申し上げます。 なお、総会会場にて発熱、咳その他体調がすぐれないと見受けられる株主様につきましては、ご入場をお断りする等、感染防止の措置を取らせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

目 次

第28回定時株主総会招集ご通知	,
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	2
事業報告	13
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	37

株 主 各 位

宮崎県都城市上町13街区18号

CREATE 日本情報クリエイト株式会社

代表取締役社長 米津 健一

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁 の記載に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2022年9月29日(木曜日)午前10時
- 場 所 宮崎県都城市松元町3街区20号
 ホテル中山荘
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項
 - 報告事項 1. 第28期(2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第28期 (2021年7月1日から2022年6月30日まで) 計算書類の内容 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

〈株主総会ご出席の際のご留意点〉

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の<u>議決権行使書用紙</u>を出席票として会場受付へご提出願います。 また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参くださいますようお願いします。

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.n-create.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。本事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、会計監査人及び監査等委員会が監査したものになります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.n-create.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

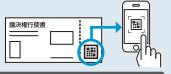
株主総会にご出席されない場合

インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2022年9月28日 (水曜日) 午後6時まで

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、 次の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に 対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶

https://www.web54.net

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2022年9月28日 (水曜日) 午後6時まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示いただき、行使期限 までに到達するようご返送ください。

行使期限

2022年9月28日 (水曜日) 午後6時到着

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、 会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年9月29日 (木曜日) 午前10時

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。

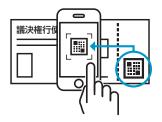
<u>※2022年9月17日(土曜日)午前5時~2022年9月20日(火曜日)午前5時までの間</u>は、議決権行使サイト(PC行使サイト・スマート行使サイト)のメンテナンス作業のため、取扱い休止となります。



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権 行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくこと により、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに 議決権を行使できます。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権 行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」 をご入力いただく必要があります。 「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1

議決権行使ウェブサイト にアクセス



https://www.web54.net 「次へすすむ」をクリック 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 を入力し、「ログイン」をクリック 3

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、 実際にご使用になる新しいパスワードを設定 賛否をご入力ください。はは画面の入力案内に従って

(1) インターネットでの議決権行使に関する パソコン等の操作方法がご不明な場合 は、右記にお問い合わせください。

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など) は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

○ 0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に□座のない株主様 (特別□座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

○ 0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を十分に確保すること等も考慮したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 5円00銭

総額 71.089.345円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日2022年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省 令に定めるところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供したもの とみなすことができる。	<削除>
<新設>	(電子提供措置等) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
<新設>	附則(電子提供措置等に関する経過措置) 1.変更後定款第18条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の旧定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 5名選任の件

監査等委員でない現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって4名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号			氏	名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	*** 津	けん 健	いち <u>—</u>	再任	代表取締役社長	16∕16回 (100%)
2	まるたれ	vで 英	明	再任	取締役 DX推進部長	16∕16回 (100%)
3	新井	かり	史	再任	取締役 営業本部長	16/16回 (100%)
4	せのくち瀬之口	なお直	vs 宏	再任	取締役 管理部長	16/16回 (100%)
5	^{ゎた} なべ 渡 辺 (戸籍上のE	氏名:黒	あや 絢 かり あゃ 川 絢)	[新任][社外][独立]	_	_

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	ょねつ けんいち 米 津 健 一 (1963年2月11日)	1994年8月 当社設立 代表取締役 2019年3月 代表取締役社長 2019年9月 代表取締役社長 2020年9月 代表取締役社長 2021年9月 代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社NJC 代表取締役 株式会社リアルネットプロ 取締役	10,020,000株
		: して長年にわたり当社の経営を担い、その経営全般にわたる豊富な経験と f役として適任であると判断し、取締役候補者としております。	高度な見識を活か
2	まるた ひであき 丸 田 英 明 (1974年2月25日)	2009年9月 当社入社 2011年7月 テクニカルソリューション課長 2012年7月 開発一課長 2016年7月 開発部副部長 2017年1月 開発部長 2017年9月 取締役開発部長 2019年3月 取締役開発部長 2019年9月 取締役開発部長 2020年9月 取締役開発部長 2021年9月 取締役開発部長 2022年7月 取締役DX推進部長(現任) 「重要な兼職の状況」	— 株

丸田英明氏は、当社入社以来開発業務に従事し、開発部門における豊富な業務経験を有し、2017年に当社取締役に就任しております。取締役就任後は、開発部門の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	あらい あつし 新 井 篤 史 (1971年9月10日)	2006年10月 当社入社 2009年7月 営業部名古屋営業所所長 2012年7月 営業部東日本エリア次長 2016年7月 営業部副部長 2017年7月 営業部長 2018年9月 取締役営業部長 2019年3月 取締役営業部長 2020年9月 取締役営業部長 2021年9月 取締役営業本部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社リアルネットプロ 取締役	18,000株
		医営業業務に従事し、営業部門における豊富な業務経験を有し、2018年に登 、営業部門の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であ	
4	せのくち なおひろ 瀬之口 直 宏 (1976年4月20日)	2010年6月 当社入社 2017年7月 管理部経理課長 2018年7月 管理部部長 2018年9月 取締役管理部長 2019年3月 取締役管理部長 2019年9月 取締役管理部長 2020年9月 取締役管理部長 2021年9月 取締役管理部長 2021年9月 取締役管理部長(現任)	22,000株
		株式会社リアルネットプロ 取締役 以来、管理業務に従事し、管理部門における豊富な業務経験を有し、2018年 E後は、管理部門の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として通	

し、取締役候補者としております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数	
5	わたなべ あや 渡 辺 絢 (戸籍上の氏名:黒川 絢)	2014年11月 弁護士登録 2014年12月 石嵜・山中総合法律事務所 入所 2018年10月 野村證券株式会社 入社 2020年1月 雨宮眞也法律事務所 入所 [重要な兼職の状況]	— 株	
	《社外取締役候補者とした理由および期待される役割》 渡辺絢氏は、弁護士として、一般企業法務、労働法務等を中心に豊富な経験を有しており、取締役就任後は、弁護士としての専門的知見により、当社のコーポレート・ガバナンス体制等について、客観的・中立的立場で関与いただくことを期待しております。 また、同氏はこれまで会社経営に関与したことはありませんが、上記と同様の理由により、社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 所有する当社株式の数については、2022年6月30日時点の情報を記載しています。
 - 2. 取締役社長米津健一氏の所有株式数には、同氏が代表取締役を務める同氏の資産管理会社である株式会社NJCが保有する 株式数も含んでおります。
 - 3. その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 4. 渡辺絢(黒川絢)氏は、旧姓にて弁護士登録をしておりますので、戸籍上の氏名を併記しております。
 - 5. 渡辺絢氏は、社外取締役候補者であります。
 - 6. 本議案が承認可決され、渡辺絢氏が社外取締役に就任した場合、当社は東京証券取引所に独立役員として届出る予定であります。また、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
 - 7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。次回更新は2022年11月に予定しております。なお、当該保険の概要は事業報告24頁に記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。その候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号			氏	名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	みやざき	ともあき 智明		新任党第勤	管理部 総務課長	_
2	_{み うら} 三浦	びるし 洋司		再任[社外]独立	取締役(監査等委員)	16/16回 (100%)
3	ゃま <u>もと</u> 山元	^{おさむ} 理		再任[社外]独立	取締役(監査等委員)	16/16回 (100%)

2007年11月 当社 入社	候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
宮嵜智明氏は、当社入社以来、開発部門、管理部門などの業務に携わり、品質管理や法務等に関する豊富な業務経験と当社の経営に関する幅広い知見を有していることから、監査等委員である取締役として、経営の監督機能強化を担うことができると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。 2003年10月 新日本有限責任監査法人、入所(現EY新日本有限責任監査法人、入所(現EY新日本有限責任監査法人) 2008年3月 公認会計士登録 2018年1月 - 浦治書事務所開設 代表(現任) 2018年9月 株式会社アオイファームホールディングス社外監査役(現任)当社 社外監査役(現任)当社 社外監査役(既査等委員)(現任)2021年4月 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事(現任)2021年6月 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役(現任)公益社団法人宮崎県看護協会 監事(現任)2021年12月 AGRIST株式会社 社外監査役(現任) 1 社外取締役を任期間 3年6ヶ月 「重要な兼職の状況」三浦会計事務所(代表株式会社で対すファーム・ルディングス社外監査役公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事株式会社ではアオイファーム 社外監査役公益社団法人宮崎県建設技術推進機構 監事株式会社ではアオイファーム 社外監査役公益社団法人宮崎県書護協会 監事人係民IST株式会社 社外監査役公益社団法人宮崎県看護協会 監事人会民IST株式会社 社外監査役	1	宮 嵜 智 明	2008年7月 開発部品質管理課長 2018年7月 管理部総務課長 (現任) [重要な兼職の状況]	15,000株
(現EY新日本有限責任監査法人) 2008年3月 公認会計士登録 2018年1月 三浦会計事務所開設 代表 (現任) 2018年9月 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 (現任) 当社 社外監査役 (監査等委員) 2020年9月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年4月 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 (現任) 2021年6月 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 (現任) 2021年12月 AGRIST株式会社 社外監査役 (現任) 2021年12月 AGRIST株式会社 社外監査役 (現任) [社外取締役在任期間] 3年6ヶ月 [重要な兼職の状況] 三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社マオイファーム 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社・ビステオイファーム 社外監査役 公益財団法人宮崎県看護協会 監事 AGRIST株式会社 社外監査役 公益財団法人宮崎県看護協会 監事 AGRIST株式会社 社外監査役 公益財団法人宮崎県看護協会 監事 AGRIST株式会社 社外監査役		宮嵜智明氏は、当社入社以来 社の経営に関する幅広い知見を	有していることから、監査等委員である取締役として、経営の監督機能強化	
三浦洋司氏は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的・中立的な立場から当社の経営全般への監視・	2	三 浦 洋 司 (1976年11月17日)	(現EY新日本有限責任監査法人) 2008年3月 公認会計士登録 2018年1月 三浦会計事務所開設 代表(現任) 2018年9月 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役(現任) 当社 社外監査役 2019年3月 当社 社外取締役(監査等委員) 2020年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年4月 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事(現任) 2021年6月 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役(現任) 公益社団法人宮崎県看護協会 監事(現任) 2021年12月 AGRIST株式会社 社外監査役(現任) [社外取締役在任期間] 3年6ヶ月 [重要な兼職の状況] 三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 公益社団法人宮崎県看護協会 監事 AGRIST株式会社 社外監査役 および期待される役割》	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	ゃまもと おさむ 山 元 理 (1972年12月30日)	1995年4月 株式会社ラックランド入社 1997年5月 株式会社山元百貨店入社 2007年4月 カラーオフィス色派(個人事業主)開業 2009年11月 山元経営診断事務所開設 代表(現任) 2019年3月 当社 社外取締役(監査等委員) 2019年9月 株式会社RISE設立 代表取締役(現任) 2020年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) [社外取締役在任期間] 3年6ヶ月 [重要な兼職の状況] 山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役	— 株
		および期待される役割 の資格を有しており、企業経営に関する高度な知識・知見を有し、客観的、 言またはガバナンス体制の強化を行えると判断したため、監査等委員である	

- (注) 1. 所有する当社株式の数については、2022年6月30日時点の情報を記載しています。
 - 2. 三浦洋司氏および山元理氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 三浦洋司氏および山元理氏とは、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 4. 三浦洋司氏および山元理氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は引続き、両氏を独立役員とする予定であります。
 - 5. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。次回更新は2022年11月に予定しております。なお、当該保険の概要は事業報告24頁に記載しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年7月1日から) 2022年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であり、また、連結子会社の取得を2022年3月31日(みなし取得日)としており、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

そのため、当連結会計年度においては連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化および経済レベルの持ち直しが期待されましたが、ウクライナ情勢の長期化や、中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方で、当社がSaaS型クラウドサービス等を提供する不動産業務支援の市場においては、2022年5月より本格的にスタートした不動産契約の完全電子化(脱ハンコ)をはじめとした不動産業界全体のDX化促進の機運が高まっております。また、感染拡大防止のためのテレワークの推進や、生産性向上に向けたして関連設備投資の需要も高まっており、当社にとっては引き続き追い風の状況が続いております。

このような事業環境の下、当社は不動産領域に対して最適なプラットフォームの構築および、成長計画 を示した3カ年計画の実現に向けて各種成長戦略を推進してまいりました。

※3カ年計画とは、当社の2022年6月期 ~ 2024 年6月期の3カ年の業績、成長計画について記載したものであり、詳細は当社 | R サイトにて公開している「| 2022 年6月期 通期 決算説明資料」にてご確認いただけます。

3カ年計画の基本戦略としては、無償サービスである業者間物件流通サービス「不動産 B B 」や「電子入居申込サービス」の導入提案によって日本全国にある不動産事業者との接点を増やし、その後、さらなる付加価値提供として有償のサービスを販売する戦略を取っております。当社の特徴である不動産業務の全体を網羅した一気通貫のサービスラインナップは、サービスを組み合わせて利用することによってその導入効果がより一層高まるようになっており、多くのサービスが顧客の成長に合わせた課金体系となっていることから、新規顧客への提案のみならず、既存顧客へのアップセル・クロスセルも積極的に提案してまいりました。

3カ年計画の重要施策である営業人員(カスタマーコンサルタント)の増員に関しては、2022年6月期の計画60名増員に対して、55名増員という結果となり、概ね順調に推移いたしました。計画に対して若干の未達ではありますが、過去の採用人数と比較しますと倍以上の採用に成功しており、この経験を活かし来期以降の採用も積極的に進めてまいります。一方で、入社した人員についての教育に一部課題が残りましたが、教育については引き続き教育専門の部署を中心に徹底した支援を継続しており、来期以降の業績貢献に向けて教育ツールの強化と共に早期戦力化に向けて活動を行っております。

成長戦略のさらなる加速に向けては、2022年4月に株式会社リアルネットプロとの経営統合を発表し、6月には同社の完全子会社化が完了しております。同社はこれまで当社の無償サービスである業者間物件流通サービス「不動産BB」の競合サービスである「リアプロ」を日本全国で展開しており、業績および顧客数を順調に拡大してまいりました。今回の経営統合により、当社の顧客基盤は大きく拡大し、これまで基本戦略としていた業者間物件流通サービス「不動産BB」顧客へのクロスセルによって業績を拡大する点においても、今後は「リアプロ」の利用顧客に対しても当社の有償プロダクトのクロスセルを実施していく予定であり、連結決算による業績拡大のみならず、シナジーの最大化実現に向けても順次計画を進めております。また、株式会社リアルネットプロの完全子会社化に伴い、「3カ年計画」についても情報のアップデートを実施しております。詳細は当社 | Rサイトにて公開している「2022年6月期 通期決算説明資料」にてご確認いただけます。

中期ビジョンとして掲げるプラットフォーム創造については、引き続き様々な企業との提携が進んでおります。無償サービスである業者間物件流通サービス「不動産BB」においては、付加価値向上に向けて保険会社や家賃保証会社とのデータ連携が進んでおります。これらの業務提携により当社プラットフォームの領域が拡大し、パートナー企業と共に今後より一層業界のDX化に貢献してまいる所存であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社事業への影響に関しては限定的であり、大きく影響は出ておりません。

以上の結果、当連結会計年度における業績につきましては、売上高は3,053,753千円、営業利益は500,963千円、経常利益は538,181千円、親会社株主に帰属する当期純利益は283,406千円となりました。

当社は、不動産業務支援事業の単一セグメントではありますが、当社が提供するソリューション(製品・サービス)については「仲介ソリューション」「管理ソリューション」に分類されます。

(仲介ソリューション)

仲介ソリューションにおいては、仲介業務における自社ホームページ集客やWEB広告運用、不動産ポータルサイト集客における課題解決となるサービスの提案を積極的に行ってまいりました。また、フリーミアム戦略(注)として現在無償で提供している業者間物件流通サービス「不動産BB」を導入済の顧客に対して、データの二次活用としてのサービス提案を積極的に行い、無償から有償への切り替えも積極的に促進してまいりました。

その結果、アップセルも功を奏し、仲介ソリューションの売上高は929,701千円(前年同期比9.3%増)となりました。

(注) フリーミアム戦略とは基本となるサービスや製品を無償で提供し、さらに高度な機能やサービスを利用する際には料金を課金する仕組みのビジネスモデルであります。

(管理ソリューション)

管理ソリューションにおいては、新規顧客への販売、既存顧客へのバージョンアップ、オプション追加等、再販活動が順調に推移し、IT導入補助金による拡販や、賃貸革命におけるクラウド版への移行需要が高まるなど、月額利用料も堅調に積み上がりました。

その結果、管理ソリューションの売上高は2,086,855千円(前年同期比19.7%増)となりました。

※仲介ソリューション、管理ソリューションの合計売上高3,016,557千円の他に、その他売上高37,196千円があります。

(2) 財産及び損益の状況

	第25期 (2019年6月期)	第26期 (2020年6月期)	第27期 (2021年6月期)	第28期 (2022年 6 月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	2,148,160	2,375,552	2,617,526	3,053,753
経常利益(千円)	379,083	565,775	642,419	538,181
親会社株主に帰属する (千円) 当 期 純 利 益	233,740	367,542	414,947	283,406
1株当たり当期純利益(円)	20.50	31.23	30.43	19.93
純 資 産 (千円)	912,418	1,278,153	2,983,169	3,140,323
1株当たり純資産(円)	77.54	108.62	209.69	220.87
総 資 産 (千円)	1,885,660	2,483,864	4,323,611	5,035,610

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 2019年5月28日付で普通株式1株につき1,000株、2020年5月31日付で普通株式1株につき10株、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2019年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3. 当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第27期以前については、当社単体の状況を記載しております。



(注) 当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第27期以前については、当社単体の数値となります。

(3) 対処すべき課題

当事業年度も、当社の強みである一気通貫の業務支援クラウドサービスを顧客に提供し、不動産業界全体のDXを推進してまいりました。商品強化、営業体制強化に対しても積極的な投資を実現し、当社初のM&Aも実施しております。今後は単体での事業成長だけでなく、完全子会社となったリアルネットプロ社とのシナジーを最大化し、成長スピードの加速を図る所存であります。このような中、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 業者間物件流通サービスによる顧客基盤の拡大

当社の成長スピードを加速するためには、不動産業の中核にあたる業者間での物件情報共有を支援する業者間物件流通サービス「不動産 B B」およびリアルネットプロ社の業者間物件流通サービスである「リアプロ」の利用者数を増やし、顧客基盤を拡大させていくことが重要であると認識しております。利用者数拡大に向けては、製品の利便性強化および徹底的な顧客サポートを実施し、利用促進に取り組んでまいります。

② 営業体制の強化と早期戦力化

当社の成長戦略の1つである営業体制の強化によるマーケットシェア拡大を実現するためには、既存の営業社員のスキルアップおよび採用した営業社員の早期戦力化が重要であると認識しております。社内教育体制の向上に向けては、教育専門の部署が主体となり、デジタルツールを積極的に活用した学習と定期的なフォローアップ、蓄積されたナレッジの共有等、「教育の仕組み化」を実現いたします。

③ 既存事業の強化

新規顧客および既存顧客へのアップセル・クロスセルによる業績の拡大に向けては、既存事業である仲介ソリューション、管理ソリューションの商品強化が重要であると認識しております。市場の変化、法改正、顧客から得た情報を十分に活かし、商品のリニューアル、またはバージョンアップに向けて商品強化を推進してまいります。

④ AI・ビッグデータを活用した新規事業

当社は、AI・ビッグデータを活用し、新規事業の強化を進めていくことが重要であると認識しております。当社が持つ膨大な物件情報・入居者属性のデータは、不動産市場における消費者の行動分析や購買分析、投資家に向けた資産価値の評価など、分析手法によって多数のアプローチが可能な内容になっております。不動産業界への新たなソリューション提供および不動産業界DX化の加速実現に向けて、当社では引き続き研究開発等、活動を推進してまいります。

⑤ 市場拡大・新規開業企業への対応

国土交通省の報告によれば、宅建業者数は微増で推移しており、法人業者数は増加傾向にあります。 また、毎年6,000社以上の事業者が新規開業を行っており、その度に設備投資による商談の機会が創出されております。不動産事業へのソリューションを提供する当社としては、新規開業事業者に向けて、販 売の強化を行っていくことが重要であると認識しております。営業拠点からの活動だけでなく、Webマーケティングによるプロモーション活動やカスタマーサクセス部隊による活動等、様々な角度から販売を強化し、課題解決に向けて取り組んでまいります。(出典:不動産適正取引推進機構 令和3年度末 宅建業者と宅地建物取引士の統計について 「宅地建物取引業者数の推移」)

(4) 主要な事業内容

当社は、不動産業界DX化促進に向けた業務支援クラウドサービスの提供を中心に事業を展開しております。提供するサービスは不動産仲介業務の支援となる「仲介ソリューション」と賃貸管理業務の支援となる「管理ソリューション」の2つに分類されます。

「仲介ソリューション」とは、物件情報の仕入れ、集客、申込み、重説、契約までの不動産仲介業の一連の業務に対するソリューションであり、顧客の業務効率化、収益性向上に貢献するクラウドサービス群であります。商品ラインナップとしては、まず、業務の入り口となる物件情報の仕入れ業務のソリューションとして、業者間物件流通サービス「不動産 B B」を提供しております。こちらは無償でのサービス提供となっており、当社の顧客基盤拡大戦略の中心サービスであります。同様のラインナップとして、完全子会社化した株式会社リアルネットプロが提供する「リアプロ」もございます。当社は、この2つのサービスで顧客基盤を拡大し、他有償サービスのクロスセルを実施しております。他有償サービスとしましては、不動産ポータルサイトでの集客支援となる「物件データ連動」、自社ホームページ作成支援ツール「WebManagerPro3」、非対面でオンライン上での入居申込み、重要事項説明、不動産契約に対応した「電子入居申込サービス」「IT重説」「電子契約サービス」があります。仲介業務に対して幅広いサービス提供を行うことにより業務の全体最適化を図っております。

「管理ソリューション」とは、賃貸管理業の一連の業務に対するソリューションであり、「仲介ソリューション」同様、顧客の業務効率化、収益性向上に貢献するクラウドサービス群であります。商品ラインナップとしては、賃貸管理業務を幅広く網羅した管理システム「賃貸革命」を提供しております。「賃貸革命」では、契約情報の管理や、請求管理、入金管理、オーナーへの送金管理など、複雑な手続きをシステム上での自動処理、データ管理によって効率化するサービスであります。他有償サービスとしましては、不動産会社と入居者とのコミュニケーションツールである「くらさぽコネクト 入居者アプリ」、家主(オーナー)とのコミュニケーションツールである「くらさぽコネクト オーナーアプリ」を提供しております。

当社はこの「仲介ソリューション」「管理ソリューション」を提供することによって不動産会社に対して 広範囲での業務効率化を実現し、不動産業界全体のDX化を推進しております。

(5) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

① 当社

名称	所在地
宮崎本社	宮崎県都城市上町13-18
東京本社	東京都新宿区西新宿7-17-14 新宿源ビル4F
札幌支店	北海道札幌市中央区南二条西7-6-2 南2条ビル6F
仙台支店	宮城県仙台市青葉区花京院2-1-61 オークツリー仙台3F
高崎支店	群馬県高崎市東町117-1 フローラサクラ1F
埼玉支店	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-16-4 第3アルクビル3F
船橋支店	千葉県船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル6F
新宿支店	東京都新宿区西新宿7-17-14 新宿源ビル4F
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-21-9 三善ビル9F
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル5F
大阪支店	大阪府大阪市淀川区西中島3-9-13 NLC新大阪8号館5F
広島支店	広島県広島市中区袋町5-28 和光広島ビル5F
松山支店	愛媛県松山市大手町1-8-11 大手町 F ビル3F
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目14-25 新幹線ビル2号館2F
宮崎支店	宮崎県都城市上町13-18

② 子会社

名称	所在地
株式会社リアルネットプロ 本社	東京都港区芝5-13-14

(6) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
306名	_

(注) 上記従業員数にはアルバイトおよびパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
294名	52名増加	34.6歳	5.9年

(注) 上記従業員数にはアルバイトおよびパート社員は含まれておりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社リアルネットプロ	30,000千円	100%	ソフトウェア開発・販売・サポート

③ その他の重要な企業結合の状況 連結注記表の「9.企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

Ⅱ. 当社の株式に関する事項(2022年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,266,440株 (自己株式48,571株を含む)

(3) 株主数 3,899名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	当社への出資状況		
体土石	持株数(株)	持株比率(%)	
株式会社NJC	5,700,000	40.09	
米津 健一	4,320,000	30.38	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	279,400	1.97	
後藤 吉行	258,000	1.81	
UBS AG SINGAPORE	234,400	1.65	
日本情報クリエイト従業員持株会	180,028	1.27	
UNITED NATIONS FOR THE UN ITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN	167,400	1.18	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	154,700	1.09	
野村信託銀行株式会社(投信□)	110,200	0.78	
第一生命保険株式会社	99,200	0.70	

⁽注) 持株比率は自己株式(48,571株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容 の概要

新株予約権の名称	日本情報クリエイト株式会社 第1回新株予約権
発行決議日	2019年5月17日
保有人数及び新株予約権の数	
当社取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	1名 1,500個
当社社外取締役(監査等委員を除く社外役員に限る)	一名 一個
当社取締役 (監査等委員に限る)	一名 一個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 30,000株 (新株予約権 1 個につき20株) (注1)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり3,200円 (1株当たり160円)(注1)
権利行使期間	2021年5月18日~2029年5月8日
行使の条件	(注2)

- (注1) 2020年5月31日付で普通株式1株を10株に分割し、また2020年12月1日付で普通株式1株を2株に分割しております。
- (注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - ① 新株予約権発行時において当社取締役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

Ⅳ. 当社の会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役(2022年6月30日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米 津 健 一	株式会社NJC 代表取締役 株式会社リアルネットプロ 取締役
取締役	丸 田 英 明	開発部長
取締役	新井篤史	営業本部長 株式会社リアルネットプロ 取締役
取締役	瀬之口 直 宏	管理部長 株式会社リアルネットプロ 取締役
取締役(監査等委員)	海野大輔	
取締役(監査等委員)	三浦洋司	三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 公益社団法人宮崎県看護協会 監事 AGRIST株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	山 元 理	山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との密な連携を図るために、監査等委員の海野大輔氏を常勤の監査等委員に選定しています。
 - 2. 取締役(監査等委員)三浦洋司氏、山元理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 - 3. 取締役(監査等委員) 三浦洋司氏、山元理氏は、社外取締役であります。
 - 4. 取締役(監査等委員)海野大輔氏は、前職の武田薬品工業株式会社において経理財務、海外事業、内部統制の実務および管理経験を有しております。

取締役(監査等委員)三浦洋司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役(監査等委員)山元理氏は、中小企業診断士の資格を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為に起因して、保 険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に損害賠償金および訴訟 費用等を補償対象としています。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額			対象となる役員の員数
区刀	TKIMINT VARIABLE	基本報酬	業績連動報酬	刈象となる仅負の負奴
取締役(監査等委員を除く)	78,060千円	78,060千円	-千円	4 名
取締役(監査等委員)	9,000千円	9,000千円	-千円	3 名
計	87,060千円	87,060千円	-千円	7 名

- (注) 1. 株主総会決議(2019年3月29日) による報酬限度額は、取締役(監査等委員であるものを除く)年額200,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く)の員数は5名です。
 - 2. 株主総会決議 (2019年3月29日) による報酬限度額は、取締役 (監査等委員) 年額20,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。
 - 3. 期末日現在の人員は、取締役(監査等委員であるものを除く)4名、取締役(監査等委員)3名であり、取締役(監査等委員)のうち2名が社外取締役であります。
 - 4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 5. 社外取締役 (監査等委員) 2名の報酬の額の総額は、2,400千円であります。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等の内容について、2021年2月26日付で以下のとおり取締役会決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)「以下、取締役」の報酬は、持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬等により構成し支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等の目標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与とし、毎年一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の 変化に応じて、代表取締役社長が見直しを行うものとする。

4. 基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)が決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬=7:3とする(KPI100%の場合)。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長米津健一がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、取締役各人別の報酬および賞与額の決定とする。決定に先立ち、代表取締役社長は独立社外役員の助言を得たうえで、取締役の報酬水準について審議した結果を踏まえて各取締役の報酬額を決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは代表取締役社長が最も適しているからである。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務執行者等との重要な兼職状況

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社 との関係
三浦洋司	取締役(監査等委員)	三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 株式会社くしまアオイファーム社 外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進 機構監事 公益社団法人宮崎県看護協会監事 AGRIST株式会社 社外監査役	_
山 元 理	取締役(監査等委員)	山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役	_

② 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
三 浦 洋 司	監査等委員	当事業年度中に開催された取締役会16回および監査等委員会12回のすべてに出席しました。公認会計士としての専門的経験および社外役員としての経験と実績を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
山 元 理	監査等委員	当事業年度中に開催された取締役会16回および監査等委員会12回のすべてに出席しました。中小企業診断士として様々な企業経営支援・助言等を行ってきた経験を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の総額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計十法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 31.705千円

(注) 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」を定めておりませんが、会社法第340条第 1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人 の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を損なう事由の発生等により、会計監査人が職務を遂行するこ とが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案すること としております。

(5) 責仟限定契約の内容の概要

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全ての取締役および使用人が、法令および定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守および社会的責任 を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- ・市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・取締役会は、法令等に基づく適法性および経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・内部監査室は、監査等委員会、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ・企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報制度運用規程」を備え、これを周知し運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・「情報システム管理規程」および「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

3. 危機管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機 発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応 等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は「定款」および「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- ・取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

- ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限 規程」および「稟議規程」を制定する。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人 を置く。

6. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、 処遇については、監査等委員会と取締役が協議する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令または定 款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要 な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、 法令・定款および社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会およびその他重要会議 に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができ る。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員会への報告を行った当社の役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

10. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において 審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査等委員との定期的な意見 交換の場を設けると共に、内部監査室は監査等委員会と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ・監査等委員会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査 重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施するよう努める。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社は、上記方針に基づいて内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス委員会の主導により「コンプライアンス研修テキスト」を作成し、常勤の取締役および使用人に対する教育を行いました。教育は今後も継続的に実施することにより、コンプライアンスに対する理解や認識を高めております。
- ・反社会的勢力との不適切な関係の事例はありませんが、発見された場合には弁護士や警察等の機関にも協力 を要請して不適正な状態を是正するようにしております。
- ・取締役は、法令や社内規程類を遵守するとともに、取締役会以外の重要な会議体にも出席して職務の遂行状況を相互に監督し、効率的な職務遂行をしております。
- ・監査等委員会および内部監査室は、会計監査人との情報交換・意見交換を定期的に行い、組織を活用した効率的な監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」に従って、 取締役の職務の執行に係る情報は常に適切に取り扱っております。

3. 危機管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を経営の重要課題のひとつと位置付けており、各取締役は管掌部門に潜在するリスクを認識し、 取締役会への報告を行っています。
- ・業績や財務状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクは重要リスクとして識別・監視し、顕在化の抑止 を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月一回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。また、取締役会議案の審議機関として経営会議を設け、議案を事前に精査しております。
- ・業務の適正性や効率性の観点から、主要な規程類は随時見直しを行っております。

- 5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当事業年度においては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。
- 6. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(前述のとおり、該当ありません。)

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(前述のとおり、該当ありません。)

- 8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - ・取締役および使用人は、職務執行状況等を取締役会等の重要な会議を通じ、また、監査等委員会の求めに応じて監査等委員である取締役に報告しております。
 - ・重要な決裁書類および諸会議の議事録を監査等委員会に回付し閲覧しています。
- 9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・内部通報制度の通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報制度運用規程」に定めております。
- 10. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員が職務の執行上必要な費用について予算計上しております。
 - ・監査等委員が請求する費用は遅延なく償還に応じております。
- 11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員と代表取締役との会合を定期的に行い、経営全般にわたる事項について意見交換を行っています。
 - ・内部監査室と、内部監査の実施方針や進捗状況、課題等について情報交換、意見交換を日常的に行っています。
 - ・会計監査人の監査の状況について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っています。

Ⅲ. 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

Ⅸ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つとして認識しており、株主の皆様に対する安定的な配当の維持を基本としながら、業績、キャッシュ・フローの状況等を勘案し、配当金額を決定してまいります。また、内部留保金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資等に充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	1,964,098	【流 動 負 債】	1,565,079
現金及び預金	1,386,267	買掛金	10,280
売 掛 金	427,901	未 払 金	182,029
商品	800	未 払 費 用	260,574
仕 掛 品	8,833	未払法人税等	166,590
貯 蔵 品	1,588	契 約 負 債	911,984
そ の 他	149,934	リ ー ス 債 務	1,542
貸 倒 引 当 金	△11,227	受注損失引当金	808
【固定資産】	3,071,512	1 年内返済予定の長期借入金	28,272
(有形固定資産)	461,108	そ の 他	2,997
建物及び構築物	194,475	【固定負債】	330,207
工具、器具及び備品	23,738	長期借入金	217,636
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	19,934	資 産 除 去 債 務	4,571
土 地	221,532	そ の 他	108,000
リース資産	1,428	負 債 合 計	1,895,287
(無形固定資産)	2,021,925	純 資 産	の部
ソフトウエア	128,844	科 目	金額
ソフトウエア仮勘定	374,615	【株 主 資 本】	3,140,211
σ h h	1,505,043	資 本 金	722,608
そ の 他	13,422	資本剰余金	694,318
(投資その他の資産)	588,477	利益剰余金	1,786,593
投資有価証券	18,797	自己株式	△63,307
長期貸付金	11,312	【その他の包括利益累計額】	111
繰延税金資産	92,199	その他有価証券評価差額金	111
その他	499,052	<i>(</i> か 次 立 人 = 1	2 4 40 222
貸倒引当金	△32,883	純 資 産 合 計	3,140,323
資 産 合 計	5,035,610	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,035,610

連結損益計算書

(自 2021年7月1日) 至 2022年6月30日)

	科			金	額
売	上	高			3,053,753
売	上	原 価			792,720
	売 上	総利	益		2,261,033
販	売費及び・	一般管理費			1,760,069
	営 業	利	益		500,963
営	業外	収 益			40,486
	受 取	利	息	10	
	受 取	配当	金	33	
	保険	返戻	金	38,947	
	そ	の	他	1,494	
営	業外				3,268
	為替	差	損	3,268	
	経常	利	益		538,181
特	別	利 益			197
	有形固定		益	197	
特	別	損 失			20,346
	有形固定			346	
	投資有個			19,999	- 40.000
		整前当期純和	_		518,032
	法人	税	等		234,626
		民税及び事業		242,046	
	法人税	等調整	額	△7,420	
	当期	純 利	益		283,406
		帰属する当期純			_
	親会社株主に	帰属する当期純	利益		283,406

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	1,709,332	【流 動 負 債】	1,471,974
現金及び預金	1,168,053	買掛金	10,280
売 掛 金	394,924	リース債務	1,542
商品	800	未 払 金	160,185
仕 掛 品	8,833	未 払 費 用	253,510
貯 蔵 品	1,588	未 払 法 人 税 等	134,744
未 収 入 金	286	契 約 負 債	910,133
前 払 費 用	126,851	預り金	505
その他	19,145	受注損失引当金	808
算 倒 引 当 金	△11,151	その他	264
【固定資産】	3,005,203	【固定負債】	4,571
(有形固定資産)	422,948	資産除去債務	4,571
建物	172,792	負債合計	1,476,546
構築物	4,410	<u> </u>	の部
車両運搬具	0	科目	金 額
工具、器具及び備品	23,572	【株 主 資 本】	3,237,878
土 地 リース 資 産	220,745	資 本 資 本 剰 余 金	722,608
	1,428 503,652		694,318 692,608
(無 形 固 定 資 産) ソ フ ト ウ エ ア	128,814	資本準備金 その他資本剰余金	1,710
ソフトウエア仮勘定	374,615	利益剰余金	1,884,260
アンドラエア版 倒足 そ の 他	222		7,113
(投資その他の資産)	2,078,601	その他利益剰余金	1,877,146
投資での値の資産が投資有価証券	13,722	操越利益剰余金	1,877,146
	10,722		△63,307
長期貸付金	580	【評価・換算差額等】	111
破産更生債権等	32,303	その他有価証券評価差額金	111
長期前払費用	2,208		
繰 延 税 金 資 産	50,160		
保険積立金	204,588		
関係会社株式	1,789,666		
その他	18,245		
貸倒引当金	△32,883	純 資 産 合 計	3,237,989
資 産 合 計	4,714,536	負債及び純資産合計	4,714,536

損益計算書

(自 2021年7月1日) 至 2022年6月30日)

	科					金	額
売		上		高			3,053,753
売		上	原	価			792,720
	売	上	総	利	益		2,261,033
販	売 費	及び一	般管	理 費			1,662,403
	営	業		利	益		598,630
営	業	外	収	益			40,486
	受	取		利	息	10	
	受	取	配	当	金	33	
	保	険	返	戻	金	38,947	
	そ		\mathcal{O}		他	1,494	
営	業	外	費	用			3,268
	為	替		差	損	3,268	
	経	常		利	益		635,848
特		別	利				197
	有 形		資産		益	197	
特		別	損	失			20,346
	有 形		資産		損	346	
	投資		証券		損	19,999	
	税引			純利	益		615,699
	法	人		税	等		234,626
	法 人			及び事業		242,046	
		人 税		調整	額	△7,420	
	当	期	純	利	益		381,073

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

日本情報クリエイト株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 博 信業務 執行社員 公認会計士 石 田 博信

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本情報クリエイト株式会社の2021年7月 1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益 計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本情報クリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

(グラ監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め られるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書におい て連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適 切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

日本情報クリエイト株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員公認会計士石田博信 指定有限責任社員公認会計士飛田貴安

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本情報クリエイト株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

「当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認 められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に おいて計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が 適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論 は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と して存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 ...

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に 出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求 め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業拠点における業務及び財産の状況を調査しまし た。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要 に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)、「監査業務における品質管理」(平成27年5月29日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書220)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対 照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)、並びに計算書類(貸借対照表、損 益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3. 後発事象

記載すべき重要な後発事象はありません。

2022年8月26日

日本情報クリエイト株式会社 監査等委員会

監査等委員 海 野 大 輔

監査等委員 三浦洋司 ⑩

監査等委員 山 元 理 ⑩

(注) 監査等委員 三浦洋司 及び 山元理は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

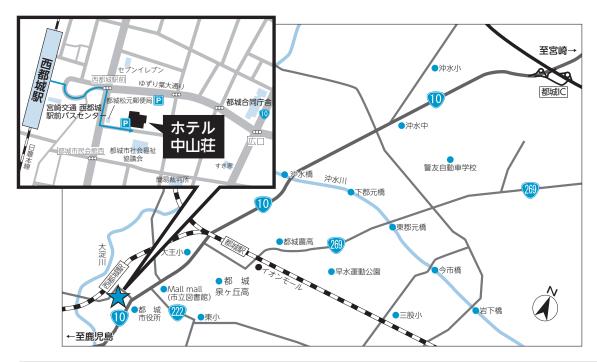
以上

株主総会会場ご案内図



ホテル 中山荘

宮崎県都城市松元町3街区20号 電話 0986-23-3666 (代表)



ホテル中山荘 交通のご案内



宮崎空港より高速バスで お越しのお客様

(所要時間 宮崎空港より約1時間)

宮崎空港より高速バス3番 都城行き乗車 「西都城駅前バスセンター」 バス停(終点) 下車徒歩3分



JRでお越しのお客様

(所要時間 鹿児島中央駅より 約1時間30分)

西都城駅下車徒歩3分

九州新幹線をご利用のお客様は、鹿児 島中央駅で日豊本線にお乗り換え下さ い。



お車でお越しのお客様

- 鹿児島方面より東九州自動車道 末吉財部ICより15分
- 宮崎方面より宮崎自動車道 都城ICより15分



